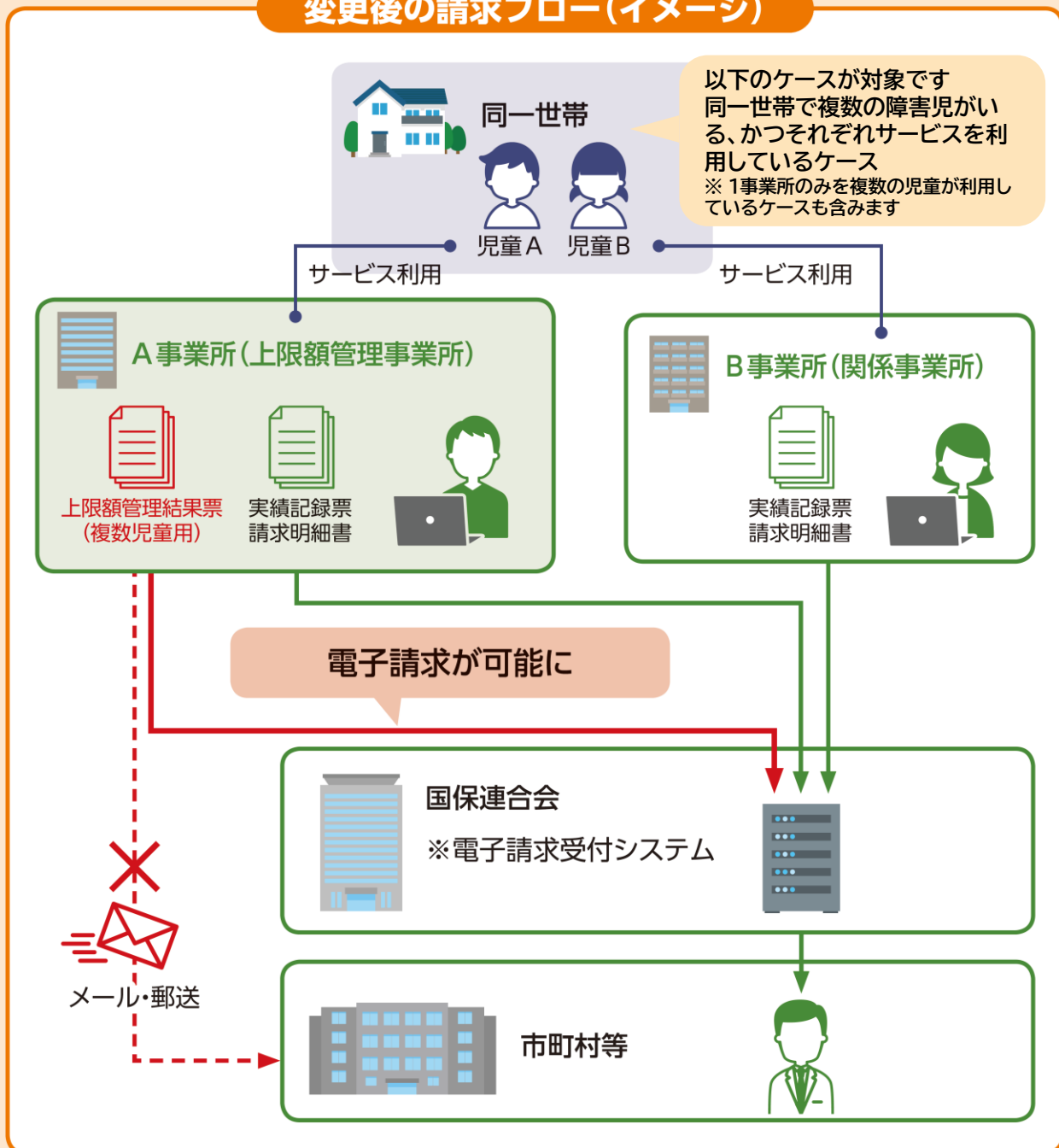


複数児童用上限額管理結果票が 電子化されます

複数児童用の上限額管理結果票が国保連合会で請求可能に

同一世帯に障害福祉サービスまたは障害児通所支援を利用する障害児が複数いる場合に、上限額管理事業所が市町村に帳票等で提出していた複数児童用上限額管理結果票を、**令和7年5月請求**からは請求明細書等と併せて国保連合会への電子請求が可能となります。

変更後の請求フロー(イメージ)



請求に際して

- 令和7年5月請求時（令和7年4月サービス提供分）から電子請求が可能となります。
- 電子請求開始にあたり、特別な手続きは必要ありません。使用している請求ソフトで請求を行ってください。
- 簡易入力システムでは、令和7年4月末頃リリース予定のバージョンアップ後から作成可能です。詳細はリリース時に電子請求受付システムにて通知するお知らせをご覧ください。
- 上限額管理事業所ではない事業所の請求方法は、従前と変わりません。

上限額管理事業所の確認は受給者証を確認しましょう

受給者証の五面（利用者負担に関する事項）をご確認ください。

- ① 利用者負担上限額管理事業所名に記載されている事業所が、上限額管理事業所になります。
- ② 特記事項欄に、同一世帯に上限額管理対象児童が複数いることの記載があります。

受給者証(例)	
利用者負担に関する事項	
負担上限 月額	4,600円
利用者負担上限額管理事業所名	
① ○□△事業所	
特記事項欄	
② 上限額管理対象者(複数障害児)	

請求ソフトでの上限額管理結果票の作成方法に関する
お問い合わせは、各ソフト会社にお問い合わせください

簡易入力システムに関するお問い合わせはこちら

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

TEL：0570-059-403 FAX：0570-059-433

MAIL：mail@support-e-seikyuu.jp

※操作等に関するお問い合わせ以外については対応できません

上限額管理結果票の提出等に関するお問い合わせはこちら

東海村福祉部総合相談支援課

TEL:029-287-2525

MAIL:soudanshien@vill.tokai.ibaraki.jp